別表六(十六)の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人が措 置法第42条の9第1項若しくは第2項(沖縄の特 定地域において工業用機械等を取得した場合の法 人税額の特別控除》、令和4年改正前の措置法(以 下1及び2において「令和4年旧措置法」といい ます。) 第42条の9第2項(沖縄の特定地域にお いて工業用機械等を取得した場合の法人税額の特 別控除》又は令和3年改正前の措置法(以下1に おいて「令和3年旧措置法」といいます。)第42 条の9第2項(沖縄の特定地域において工業用機 械等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規 定の適用を受ける場合(当該事業年度の翌事業年 度以後の各事業年度において措置法第42条の9第 2項、令和4年旧措置法第42条の9第2項又は令 和3年旧措置法第42条の9第2項の規定の適用を 受けようとする場合を含みます。) に記載します。
- 2 「認定事業者に関する事項」の各欄は、令和4 年旧措置法第42条の9第2項の規定の適用を受け る場合には、記載を要しません。
- 3 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額9」 の欄は、法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の 規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳によ る圧縮額を積立金として積み立てる方法により経

理したときは、その経理した金額を記載します。

4 「差引改定取得価額10」の欄は、措置法第42条 の9第1項に規定する工業用機械等で一の生産等 設備を構成するものの取得価額の合計額が20億円 を超える場合には、

- 5 「同上のうち当期繰越税額控除可能額21」の欄は、当該法人が当該事業年度(措置法第42条の9第1項の表の各号の第1欄に掲げる事業者に該当することとなった日以後に終了する事業年度に限ります。)終了の日において当該各号の第1欄に掲げる事業者に該当しない場合には、「0」と記載します。
- 6 「翌期繰越額27」の各欄の外書には、別表六(六) 「8」又は別表六(六)付表「2」の各欄の金額を 記載します。この場合において、「計」及び「合 計」の欄の記載に当たっては、当該金額を含めて 計算します。